

左京・地域ゆかりの文化発信・継承プロジェクト 補助金交付要綱

制定 平成30年11月28日

(趣旨)

第1条 この要綱は、左京区の伝統行事、郷土料理等、地域ゆかりの文化の魅力を区内外へ発信するとともに、50年後、100年後まで継承されるよう取組を実施するため、左京・地域ゆかりの文化実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金は、実行委員会が行う事業に要する経費のうち、次の各号に掲げるものであって、区長が適当と認めるものについて交付する。ただし、他の法令等において、補助及び助成の対象となる事業を除く。

- (1) 左京・地域ゆかりの文化発信・継承プロジェクトの事業実施に要する経費
- (2) その他、左京・地域ゆかりの文化発信・継承プロジェクトの事業目的を達するために要する経費

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条に規定する経費に相当する額の範囲内において別に定める額とする。

(交付の申請)

第4条 条例第9条の規定による申請は、左京・地域ゆかりの文化発信・継承プロジェクト補助金交付申請書（第1号様式）によって、補助金の交付の対象となる事業実施日の20日前までに次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 実行委員会規約
- (2) 実行委員会名簿
- (3) 左京・地域ゆかりの文化発信・継承プロジェクト事業予算書（第2号様式）
- (4) その他区長が必要と認める書類

(交付の決定及び標準処理期間)

第5条 区長は、条例第9条の規定による申請が到達してから20日以内に、条例第10条各項の決定をするものとする。

2 条例第10条の規定による交付の決定は、左京・地域ゆかりの文化発信・継承プロジェクト補助金交付決定通知書(第3号様式)により、不交付の決定は、左京・地域ゆかりの文化発信・継承プロジェクト補助金不交付決定通知書(第4号様式)により、食文化実行委員会に通知する。

(変更等の承認の申請)

第6条 条例第11条第1項第1号に規定する内容又は経費の配分の変更に係る区長の承認の申請は、左京・地域ゆかりの文化発信・継承プロジェクト補助金変更承認申請書(第5号様式)により行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 補助目的達成のために関連する事業間の弾力的な遂行を認める必要がある場合

(2) 補助目的の変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者等の自由な創意工夫により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(3) 補助目的及び事業能率に関係ない事業計画の細部の変更である場合

3 条例第11条第1項第2号による補助事業等の中止又は廃止に係る区長の承認の申請は、左京・地域ゆかりの文化発信・継承プロジェクト補助金中止・廃止承認申請書(第6号様式)により行うものとする。

(事業完了の届出)

第7条 条例第18条の規定による実績報告は、速やかに左京・地域ゆかりの文化発信・継承プロジェクト事業完了届(第7号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 左京・地域ゆかりの文化発信・継承プロジェクト事業収支決算書(第8号様式)

(2) 領収書その他の事業の実施に要した経費を証する書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第8条 条例第19条の規定による決定は、左京・地域ゆかりの文

化発信・継承プロジェクト補助金交付額確定通知書(第9号様式)
により実行委員会に通知し、交付する。

(補助金の概算払)

第9条 実行委員会は、条例第21条第2項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、第4条の規定による左京・地域ゆかりの文化発信・継承プロジェクト補助金交付申請書においてその旨を区長に届け出なければならない。

(補則)

第10条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の実施に関し必要な事項は区長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月28日から実施する。

第1号様式（第4条関係）

左京・地域ゆかりの文化発信・継承プロジェクト補助金交付申請書

(あて先) 京都市左京区長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話
	印

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により補助金の交付を申請します。	
事業名	
事業の概要 (事業内容, 実施年月日, 場所, 参加予定人数等)	
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
総事業予算額	円
補助金交付申請額	円

京都市補助金等の交付等に関する条例第10条の規定により交付決定されたときは, 左京・地域ゆかりの文化発信・継承プロジェクト補助金要綱第9条の規定により補助金の概算払を申請します。	
申請理由	
概算払請求額	円

第2号様式（第4条関係）

左京・地域ゆかりの文化発信・継承プロジェクト事業予算書

収 入		
科 目	予 算 額	内 容 説 明
	円	
計		
支 出		
科 目	予 算 額	内 容 説 明
	円	
計		

第3号様式（第5条関係）

左京・地域ゆかりの文化発信・継承プロジェクト補助金交付決定通知書

	年 月 日
様	京都市左京区長

年 月 日付けで申請のあった左京・地域ゆかりの文化発信・継承プロジェクト補助金については、下記のとおり交付することを決定したので、通知します。

記

事業名	
補助金交付予定額	円
交付の条件	(1) 事業が完了したときは、速やかに必要書類を添付のうえ、完了届を提出してください。 (2) 補助金交付の目的に反した場合には、補助金の取り消し、若しくは交付予定額を変更し、又は既に交付した補助金の返還を命じることがあります。 (3) 本事業については、京都市補助金等の交付等に関する条例により検査することがあります。

第4号様式（第5条関係）

左京・地域ゆかりの文化発信・継承プロジェクト補助金

不交付決定通知書

	年 月 日
様	京都市左京区長

年 月 日付けで申請のあった左京・地域ゆかりの文化発信・継承プロジェクト補助金については、下記のとおり交付しないことを決定したので、通知します。

記

事業名	
補助金交付申請額	円
不交付の理由	

第5号様式（第6条関係）

左京・地域ゆかりの文化発信・継承プロジェクト補助金変更承認申請書

(あて先) 京都市左京区長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話 ⑩

京都市補助金等の交付等に関する条例第11条の規定により補助事業等の（ <input type="checkbox"/> 内容の変更, <input type="checkbox"/> 経費の配分の変更）について, 承認を申請します。	
事業名	
内容の変更	
経費の配分の変更	

第6号様式（第6条関係）

左京・地域ゆかりの文化発信・継承プロジェクト補助金
中止・廃止承認申請書

(あて先) 京都市左京区長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話 ㊟

京都市補助金等の交付等に関する条例第11条の規定により補助事業等の（ <input type="checkbox"/> 中止， <input type="checkbox"/> 廃止）について，承認を申請します。	
事業名	
理由	

第7号様式（第7条関係）

左京・地域ゆかりの文化発信・継承プロジェクト事業完了届

(あて先) 京都市左京区長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話
	㊟

京都市補助金等の交付等に関する条例第18条の規定により、事業が完了したので届け出ます。	
交 付 決 定 日	年 月 日
事 業 名	
実 施 期 間	
事 業 の 実 績 (実施内容, 実施年月日, 場所, 参加人数等)	

左京・地域ゆかりの文化発信・継承プロジェクト事業収支決算書

(あて先) 京都市左京区長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話 ㊟

年 月 日付けで交付決定を受けた事業について下記のとおり決算しました。

記

収 入		
科 目	決 算 額	内 容 説 明
	円	
計		
支 出		
科 目	決 算 額	内 容 説 明
	円	
計		

第8号様式添付

決算内訳明細書

収入合計 円

単位：円

科目 (決算額)	内 訳
補助金	

支出合計 円

単位：円

科目 (決算額)	内 訳	金 額	領収書等頁	領収書等番号

左京・地域ゆかりの文化発信・継承プロジェクト補助金
交付額確定通知書

	年 月 日
様	京都市左京区長

年 月 日付けで交付決定した左京・地域ゆかりの文化発信・継承プロジェクト補助金については、下記のとおり補助金交付額を確定したので、通知します。

記

事業名	
補助金交付額	円